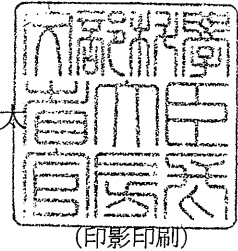


29 文科総第 28 号
平成 29 年 5 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長

文部科学省大臣官房長
佐野 大



「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」
の廃止等について（通知）

これまで、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、事業者に対する監督権限を有する各事業分野の主務大臣は、各所管分野の事業者が講ずる措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めており、文部科学省においても、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 27 年改正文部科学省告示第 132 号。以下「文部科学省ガイドライン」という。）を定め、個人情報の適正な取扱いの確保をお願いしてきたところですが、個人情報保護法が改正され、事業者に対する監督権限は、各事業分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

これに伴い、改正個人情報保護法が施行される平成 29 年 5 月 30 日に文部科学省ガイドラインは廃止されるため、同日以降は、個人情報保護委員会が定める全ての事業分野に共通に適用されるガイドライン「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等に沿って個人情報の適正な取扱いを行ってくださるようお願いいたします。

なお、同日以降、個人情報の漏えい事案等が発生した場合は、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に沿って対応することになりますが、個人情報保護委員会への報告の方法等については、今後、個人情報保護委員会のホームページに掲載される予定ですので、御確認くださいようお願いいたします。

加えて、同日以降、事業者に対する個人情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務については、個人情報保護委員会がつかさどることとなるため、個人情報保護委員会に個人情報保護法質問・相談ダイヤルが設けられております。個人情報保護法等の解釈及び個人情報保護制度に係る一般的な照会並びに苦情の申出についての必要なあっせん等については、以下に記載する当該ダイヤルへお問

合せくださるようお願いいたします。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）は別添のとおりですので、学校法人、学校設置会社におかれては、個人情報保護法に基づく個人情報保護の遵守を徹底するため、関係者へ本件について周知いただくようお願いいたします。

また、都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、私立学校（専修学校、各種学校を含む。）を設置する学校法人等その他文部科学省所管事業を行う法人等及び所轄の学校に対し、本件の周知をお願いいたします。

（別添資料）

- 1 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- 2 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）

<個人情報保護委員会 個人情報保護法質問・相談ダイヤル>

電話番号：03-6457-9849

受付時間：9：30～17：30（土日祝日及び年末年始を除く。）

取り扱う内容：個人情報保護法等の解釈及び個人情報保護制度に係る一般的な照会並びに苦情の申出についての必要なあつせん

[本件問合せ先]

文部科学省大臣官房総務課

文書情報管理室 企画係

電話 03-5253-4111（内線 2571）